

第1号議案 相馬双葉幹線接続変更工事

委員名	ご質問・ご意見	回答
大野伸恵	<p>事業計画の目的、必要性等、用地選定理由及び留意事項など理解します。</p> <p>接続変更の理由について、社会環境面、自然環境面、技術面及び法規制等の制限からやむを得ず国有林野を使用せざるを得ないとのことでしたが、今回の事業計画に至った比較検討の経緯等を、もう少し具体的に記入していただければより理解できたと思います</p> <p>本計画について反対するものではありませんが、上記の点が気になりました。</p>	<p>送電線ルート決定に当たっては、本事業の目的を達成できる範囲において、事業者により民有地を含めた複数案の比較検討がなされており、その妥当性についても審査対象となっております。</p> <p>事業者確認したところ、計画の作成に当たっては、①社会環境面への配慮（人家・集落及び公共施設への接近回避、文化財、史跡等を避けること等）②自然環境面への配慮（自然公園、名勝地、景観等の自然環境を損ねないこと等）③技術面での配慮（建設費が低廉、保守が容易等）④法規制による制限（森林法、自然公園法等）⑤東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故による影響を比較した結果、国有林内の通過こう長は比較的長い、保安林内の通過こう長は比較的短く、田村市合子地区及び蒲生河原地区において、人家・集落への近接を回避できる本計画になったとのことでした。</p> <p>本事業を審査いただく際には、人家、集落、公共施設、耕作地、希少野生動植物の生息地及び史跡名勝地の回避並びに地域開発構想や各種法規制との整合が図られているかどうか等がポイントとして挙げられますが、結論として、保安林の開発面積が比較的少なく、人家及び集落への近接を最も回避できる現行の計画が、国有林野の管理経営上の観点からも妥当ではないかと考えます。</p>
酒井美代子	<p>・事業計画内の断層と地震対策について 田村市の東側では、東西方向に延びる断層を通過し、又、大熊町でも2本の断層が認められている現状であり、昨今の地震が多発している状況から鑑みて、地震対策の検証や対策は十分かお聞きしたい。</p> <p>・保安林について 事業計画地周辺においては大部分が水源かん養保安林に指定されています。審議会後に申請し、手続等が進むようですが、代替え地の設定等十分な検討の上、設定を望む。</p> <p>・工事用仮設施設の【ドラム場・エンジン場】について 工事用仮設施設として使用する敷地なので、運用開始後の使用予定はないと記述がありますが、木の伐採も行われ敷地の利用がされると思いますし、工事完了後には、どのようになるのかお聞きしたい。</p>	<p>ご質問いただいた断層については、事前の調査で把握済みであり、断層の直上を回避した鉄塔位置となっております。</p> <p>また、鉄塔敷地内については緑化等による土砂崩壊防止対策を実施することとしています。</p> <p>なお、本鉄塔は「電気設備の技術基準の解釈の解説」（経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官通達）により、風速40m/s以上を想定した風圧荷重で計算されています。</p> <p>40m/sの風圧荷重で設計した鉄塔は、平成7年1月17日に発生した兵庫県南部地震（最大深度7）に耐え得ることされており、本事業計画における鉄塔についても、地震対策への配慮がなされているものと考えます。</p> <p>保安林解除を行う林分と同一流域内において、解除面積以上の保安林指定地を確保するため、事業者が候補地の土地所有者と協議を実施し、代替保安林が指定される見通しです。</p> <p>工事用仮設施設用地は鉄塔工事が完成するまでに一時的に使用される施設のため、鉄塔の運用開始後には返地されることとなります。</p> <p>返地に当たっては、事業者が施設を撤去のうえ、周辺植生に配慮した緑化を行う予定となっております。</p>

第1号議案 相馬双葉幹線接続変更工事

委員名	ご質問・ご意見	回答
平田浩幸	<p>本件国有林の貸付に際し、貸付の方法が貸付契約となっているが、具体的な貸付料（賃貸料）についてはどのような基準に基づいて算定されるのか。</p>	<p>国有林野の貸付料又は使用料の算定基準については、「国有林野の貸付け等の取扱いについて」（昭和54年3月15日54林野管第96号林野庁長官通知）（以下「3.15通達」という。）に規定されており、本件については、長期継続的に土地が使用されることとなる電線路（鉄塔敷及び送電線敷）と工事用道路等の一時使用地では、異なる算定方法が適用されることとなります。</p> <p>前者については、「架空電線路の用に供するための国有林野等の使用に関する協定の実施について」（昭和36年3月31日36林野政第713号林野庁長官通知）の規定に基づき、林野庁と協定を締結している東北電力ネットワーク株式会社が設置する電線路については、当該協定に定める算定方法により料金が決定されることとなります。一方で、後者については、国有林野の貸付け又は使用において最も一般的に使用されている、3.15通達に規定される算定方法により料金が決定されることとなります。</p>
水永博己	<p>対象地の中に天然生広葉樹林が分布するようですが、高木層、低木層にどのような樹種が分布するのかリストがなければ判断できません。生態系の保全に留意しながら貸付を行おうとする場合、詳細な樹種リストは必須ではないでしょうか。「その他広葉樹」との考え方から脱却していただければと思います。自然公園法の対象区以外でも貴重な森林群落に配慮する姿勢は必要で、樹種リストは最低限の資料で、本来なら樹種ごとの毎木データや林床植生（春植物がありそうな場所に見受けられる）の情報も欲しいです。</p> <p>種子吹き付けを行うようですが、どのような種子を吹き付けされる予定でしょうか。遺伝子攪乱や移入種に十分配慮されているでしょうか。</p>	<p>貸付を予定する鉄塔や工事用道路等の施設が設置される箇所においての樹種のリストは以下のとおりです。</p> <p>針葉樹は、スギ、ヒノキ、アカマツ、モミ等です。</p> <p>広葉樹は、イヌブナ、クリ、ミズナラ、コナラ、ケヤキ、サクラ等です。</p> <p>なお、送電線事業は環境アセスメントの対象事業になっておりませんが、事業者は自主アセスメントを行ったところ、事業計画地付近では、ミズナラ、キンラン、クマガイソウ、ナガミノツルケマン、レンゲショウマ、キビナワシイチゴ、シハイスミレ、ヒナウツボが確認されたことから、植物の有識者へ意見を求めた結果、移植等の配慮は不要との見解を得ているとのことでした。</p> <p>種子吹き付けの種子の種類等は、現在は決まっていますが、日本緑化工学会が公開している「生物多様性保全のための緑化植物の取扱い方に関する提言2019」の趣旨に沿った対応を厳守し、周辺環境に留意した種子を採用するなど、遺伝子攪乱や移入種の侵入等がないよう事業者を指導します。</p>
宮本麻子	<p>工事区間は除染特別地域と汚染状況重点調査区域にかかるようにみえます。工事は居住区や既設の道路近辺だけでなく、森林内にも立ち入ることが想定されるため、作業従事者の健康には十分留意していただきたいです。</p> <p>既設道路の拡幅や道路の新設が予定されております。工事に伴う道路交通量の増加や環境改変は生態系に影響を与えるので、実施にあたっては十分留意していただきたいです。</p>	<p>本事業の工事区間は除染特別地域及び汚染状況重点調査区域にはかかってはませんが、作業従事者の健康には十分留意し、事業を進めていくこととしています。</p> <p>事業者は、自主アセスメントの結果を踏まえ、工事の実施に際しては生態系に対する影響に十分留意しながら進めていくこととしています。</p>